復興特別所得税について

いつもお世話になっております。
平成25年1月1日より『東日本大震災からの復興のための復興財源確保法』が施行されることになりました。これにより、平成49年12月31日までの間に源泉所得税と併せて復興特別所得税を徴収・納付していただくこととなります。

復興特別所得税は所得税の2.1%で、例えば…
＜所得税率が5%の場合＞
5% × 1.021 = 5.105% となります。

給与ですと次のようになります。

＜支給額：200,000円 扶養なしの場合＞ ⇒ 旧税額表：3,690円
新税額表：3,770円 ← プラス80円

実際比べてみると、それほど多くはない感じがします。
平成25年1月支給の給与より新しい税額表での計算が必要なりますので、ご注意ください!!
24年間とかなり長い期間納めることになりますが被災された方々の為にもきちんと納めていきたいですね！

〒631－0076
奈良市富雄北3－20－33－306
(有)ムシマル労務サービス
マツムラ社労士事務所 和田
TEL 0742－47－5222
FAX 0742－47－5527
http://www. musimaru. com/
E-mail:musimaru@ｋｃｎ.ｎｅ.ｊｐ